

## 男女共同参画に関する意識調査

兵庫県では、男女共同参画社会の実現を目指して、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置（H13年）するとともに、「ひょうご男女共同参画プラン21」（計画期間：H13年～H22年）、「男女共同参画社会づくり条例」（H14年）に基づき、全庁をあげて取組を進めています。

「プラン21」が平成22年度に終了することから、男女共同参画社会づくりについての意識と実態を調査し、計画改定の基礎資料とするため、県民モニターの皆さんのご意見をいただくことにしました。以下に参考となる資料へのリンクを貼っていますのでご参照ください。

【参考資料1：男女共同参画社会づくり条例について】

【参考資料2：ひょうご男女共同参画プラン21について】

【参考資料3：「ひょうご男女共同参画白書について】

【参考資料4：県立男女共同参画センター「イーブン」】

### 1 育児・介護などの家庭生活について

Q 1 あなたは、現在、配偶者がいますか。

はい

いいえ

Q 1 - 2 家庭での役割分担についてお尋ねします。(1)～(8)のそれぞれについて、  
現在、配偶者のいる方 どのような役割分担をされていますか  
現在、配偶者のいない方 一般に、夫婦はどのように役割を分担するのがよいと思いますか  
当てはまるものを、一つ選んでください。

- |                         |       |       |     |  |
|-------------------------|-------|-------|-----|--|
| (1) 生活費の確保              |       |       |     |  |
| 主として夫                   | 夫婦同程度 | 主として妻 | その他 |  |
| (2) 洗濯・家の掃除             |       |       |     |  |
| 主として夫                   | 夫婦同程度 | 主として妻 | その他 |  |
| (3) 食事の支度               |       |       |     |  |
| 主として夫                   | 夫婦同程度 | 主として妻 | その他 |  |
| (4) 日常のゴミ捨て・入浴の準備       |       |       |     |  |
| 主として夫                   | 夫婦同程度 | 主として妻 | その他 |  |
| (5) 日常の家計管理             |       |       |     |  |
| 主として夫                   | 夫婦同程度 | 主として妻 | その他 |  |
| (6) 学校・地域の行事参加、近所とのつきあい |       |       |     |  |
| 主として夫                   | 夫婦同程度 | 主として妻 | その他 |  |
| (7) 子どもの世話など            |       |       |     |  |

主として夫              夫婦同程度              主として妻              その他

( 8 ) お年寄り、病人の世話・介護など

主として夫              夫婦同程度              主として妻              その他

Q 2 共働きの夫婦が育児休業や介護休業を取るとしたら、どうするのがよいと思いますか。次のうちから一つ選んでください。

< 育児休業 >

夫がとるのがよい                      妻がとるのがよい  
夫も妻も同じように取る              その他 (                      )

< 介護休業 >

夫がとるのがよい                      妻がとるのがよい  
夫も妻も同じように取る              その他 (                      )

Q - 3 未就学児（小学校入学前の児童）を対象とした育児についてお尋ねします。あなたが、育児に関わる時間は1日どれくらいですか。週平均の所要時間をお答えください。

30分未満              30分～1時間未満              1時間以上  
関わっていない（対象となる子どもがない等）

Q - 4 あなたが、もし寝たきりや痴呆になったとしたら、主に誰に身の回りの世話をしてもらいたいと思いますか。次のうちから1つ選んでください。

配偶者              息子              娘              息子の妻              娘の夫  
その他の親族              ホームヘルパーやボランティア  
社会福祉施設やケア住宅に入所              その他

Q - 5 男性と女性が仕事と家事や育児、介護などをともに担う社会を実現するためには、次のことはどのくらい有効だと思いますか。(1)～(6)のそれぞれについて、あてはまるものを、1つ選んでください。

( 1 ) 男女の役割に関する社会通念や慣習、しきたりなどにとらわれないこと  
有効              ある程度有効              あまり有効でない              有効でない

( 2 ) 仕事優先、職場中心のライフスタイルを考え直すこと  
有効              ある程度有効              あまり有効でない              有効でない

( 3 ) 労働時間の短縮やフレックスタイム制などの普及  
有効              ある程度有効              あまり有効でない              有効でない

( 4 ) 育児・介護を支援するサービスの充実  
有効              ある程度有効              あまり有効でない              有効でない

(5) 男性が家事や育児を行う能力を高めること  
有効            ある程度有効            あまり有効でない            有効でない

(6) 女性が経済力や知識・技術を有していること  
有効            ある程度有効            あまり有効でない            有効でない

## 2 職業・働くことについて

Q 6 あなたは、現在、収入をとまなう仕事についていますか。育児・介護休業中の人は、「はい」でお答えください。

はい(Q6 - 1、2に進む)

いいえ(Q6 - 3、4に進む)

Q 6 - 2 Q-6で「はい」と回答した人にお尋ねします。その仕事は次のどれですか。次のうちから一つ選んでください。

常時雇用されている一般従業者  
自営業主            家族従事者  
その他(            )

パート・アルバイト・派遣社員等  
自由業者(弁護士、公認会計士、開業医等)

Q 6 - 3 Q-6で「はい」と回答した人にお尋ねします。あなたの週あたりの労働時間(残業時間含む)はどのくらいですか。次のうちから一つ選んでください。

40時間未満

40時間～50時間

50時間～60時間

60時間以上

Q 6 - 4 Q-6で「いいえ」と回答した人にお尋ねします。あなたが、現在職業についていない主な理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

家事・育児・介護に専念したいから

家事・育児・介護を担わざるを得ないから

家族が働くことを望まないから

経済的に働くことを必要としないから

やりがいのある仕事がないから

就職先を探しているが、見つからないから

リストラにあったから

定年、高齢だから

仕事以外の活動(ボランティアなど)をしているから

その他(            )

Q 6 - 5 Q-6で「いいえ」と回答した人にお尋ねします。今後働きたいと思いませんか。次のうちから一つ選んでください。

今すぐにでも働きたい

できれば働きたい

働きたいが無理だ

働きたくない

### 3 性や暴力について

- Q 7 セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）について伺います。あなた自身や周りの方が被害にあわれたことはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

自分自身が被害にあったことがある  
友人や職場の仲間など、自分の周りに被害にあった人がいる  
自分や自分の周りに被害にあった人はいない

- Q - 8 ドメスティック・バイオレンスについて伺います。ドメスティック・バイオレンスとは、多くの場合、女性が、夫や恋人などのパートナーから、身体的暴力や性的暴力、精神的暴力、経済的暴力を受けることをいいますが、被害者が男性の場合もあります。このような暴力をあなた自身や周りの方が経験されたことはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

自分自身が被害にあったことがある  
友人や職場の仲間など、自分の周りに被害にあった人がいる  
自分や自分の周りに被害にあった人はいない

- Q - 8 - 2 Q-8 で「ある」と答えた方にお尋ねします。ドメスティック・バイオレンスを受けた時やその後、どうしましたか。当てはまるものを全て選んでください。

相手に直接抗議した	家族や友人に相談した	職場や学校に相談した
民間の相談機関に相談した		警察に届けた
警察以外の公的機関に相談した		弁護士の相談した
その他（	）	何もしなかった

### 4 男女共同参画全般について

- Q 9 次の事柄について、見たり聞いたりしたことがありますか。知っているものを全て選んでください。

男女共同参画社会基本法	男女雇用機会均等法
育児・介護休業法	男女共同参画社会づくり条例(兵庫県)
ひょうご男女共同参画プラン 2 1	県立男女共同参画センター「イーブン」
セクシュアル・ハラスメント	ドメスティック・バイオレンス
ワーク・ライフ・バランス	ポジティブ・アクション

- Q 10 女性問題や男女共同参画について、学んだり教えられたりしたことがありますか。それらは、どこで学びましたか。当てはまるものを全て選んでください。

家庭	学校
職場	新聞やテレビ、インターネットなど
公民館など	県立男女共同参画センターなど
市町男女共同参画センターなど	その他（

Q 11 今の日本社会全体でみた場合、次のような男女の地位はどのようになっていると思いますか。(1)～(7)のそれぞれについて、当てはまるものを1つ選んでください。

- (1) 家庭生活上
  - 男性が非常に優遇
  - どちらかといえば男性が優遇
  - 平等になっている
  - どちらかといえば女性が優遇
  - 女性が非常に優遇
  - わからない
  
- (2) 地域活動で
  - 男性が非常に優遇
  - どちらかといえば男性が優遇
  - 平等になっている
  - どちらかといえば女性が優遇
  - 女性が非常に優遇
  - わからない
  
- (3) 学校教育の場で
  - 男性が非常に優遇
  - どちらかといえば男性が優遇
  - 平等になっている
  - どちらかといえば女性が優遇
  - 女性が非常に優遇
  - わからない
  
- (4) 職場で
  - 男性が非常に優遇
  - どちらかといえば男性が優遇
  - 平等になっている
  - どちらかといえば女性が優遇
  - 女性の方が非常に優遇
  - わからない
  
- (5) 法律や制度の上で
  - 男性が非常に優遇
  - どちらかといえば男性が優遇
  - 平等になっている
  - どちらかといえば女性が優遇
  - 女性が非常に優遇
  - わからない
  
- (6) 政治(政策決定)の場で
  - 男性が非常に優遇
  - どちらかといえば男性が優遇

平等になっている  
どちらかといえば女性が優遇  
女性が非常に優遇  
わからない

(7) 社会通念・慣習・しきたりなどで  
男性が非常に優遇  
どちらかといえば男性が優遇  
平等になっている  
どちらかといえば女性が優遇  
女性が非常に優遇  
わからない

Q 12 自治会、町内会などの地域活動において、企画づくりや方針決定の場に女性が参画できていないといわれていますが、あなたはどうお考えですか。次のうちから1つ選んでください。

全く参画できていない                      あまり参画できていない  
ある程度参画できている                      十分に参画できている                      わからない

Q 13 「男女共同参画社会」に期待することは何ですか。次のうちからいくつでも選んでください。

自分の能力や希望にそった生き方、働き方が選択できる  
職場における賃金や待遇面等での男女格差がなくなる  
セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスがなくなる  
男女がともに参画することで地域活動や社会活動などが活発になる  
家事や子育てなどを家族皆で分かち合う家庭が築ける  
何も期待することはない  
わからない  
その他(下欄に具体的に記入ください)

--

[ホーム](#) > [交流・地域](#) > [参画と協働](#) > [男女共同参画](#) > 男女共同参画社会づくり条例について

## 参画と協働

男女共同参画

更新日:2009年4月1日

## 男女共同参画社会づくり条例について

兵庫県では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成14年4月に男女共同参画社会づくり条例を施行しました。

この条例では、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念をはじめ、県、県民、事業者、団体の責務を明らかにするとともに県の施策の基本的事項を定めています。

### 関連資料

[男女共同参画社会づくり条例\(平成14年兵庫県条例第11号\) \(PDFファイル / 25.1KB\)](#)

[兵庫県男女共同参画推進委員会からの提言「男女共同参画社会の形成に向けた条例の基本的な考え方について」\(平成14年2月発表\) \(PDFファイル / 49.5KB\)](#)

[兵庫県男女共同参画条例\(仮称\)の基本的な考え方の論点整理\(平成13年10月発表\) \(PDFファイル / 23.6KB\)](#)

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、次のバナーのリンク先からダウンロードしてください。



より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問:このページの情報は役に立ちましたか?

1:役に立った  2:ふつう  3:役に立たなかった

質問:このページの情報は見つけやすかったですか?

1:見つけやすかった  2:ふつう  3:見つけにくかった

送信

このページの掲載内容に関するお問い合わせ

- 部署名:企画県民部県民文化局青少年課男女家庭室
- 電話:078-362-3160
- FAX:078-362-3957
- Eメール:seishonen@pref.hyogo.lg.jp

[このページのトップへ](#)

[リンク集](#) | [県ホームページについて](#) 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話078-341-7711(代表) 地図は[こちらへ](#)

[ホーム](#) > [交流・地域](#) > [参画と協働](#) > [男女共同参画](#) > 兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 - について

## 参画と協働

男女共同参画

更新日:2009年4月1日

## 兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 - について

男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づき、平成13年3月に兵庫県男女共同参画計画 - ひょうご男女共同参画プラン21 - を策定し、男女共同参画に関する総合的かつ計画的な取り組みを進めています。

また、取り組みをさらに進めるため、平成18年4月に、平成18年度から22年度までに実施する具体的施策を「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」として、策定しました。

策定にあたっては、学識者等で構成する男女共同参画審議会での審議をはじめ、関係団体等で構成するひょうご男女共同参画推進協議会や市町男女共同参画施策担当課長会議を通じた関係団体や市町との意見交換のほか、ワークショップを通じて県民の皆さんとの意見交換を行いました。

### ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画の基本目標と基本課題

#### 基本目標と基本課題

##### 基本目標1 男女共同参画に向けての社会システムの変革

- ・基本課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・基本課題2 男女の平等を阻む社会制度・慣行の見直しと意識の改革
- ・基本課題3 男女の平等を推進する学校教育の充実
- ・基本課題4 多様な選択を可能にする生涯学習の充実

##### 基本目標2 働く場における男女共同参画の推進

- ・基本課題5 男女の労働権の確立と均等な労働条件の確保
- ・基本課題6 多様で柔軟な働き方を可能とする条件整備
- ・基本課題7 農林水産業や商工業等の自営業に従事する男女のパートナーシップの確立

##### 基本目標3 生活の場における男女共同参加・参画の推進

- ・基本課題8 家庭生活、地域社会への男女の共同参加・参画の推進
- ・基本課題9 家庭・地域生活と職業生活との両立支援

##### 基本目標4 女性がすこやかにすごせる社会の形成

- ・基本課題10 女性に対する暴力の根絶
- ・基本課題11 生涯にわたる女性の健康の保持・増進

##### 基本目標5 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

- ・基本課題12 活力ある高齢期のための安全・安心を確保する条件整備
- ・基本課題13 社会的に困難な状況にある男女の生活安定
- ・基本課題14 防災・災害復興への取り組みの促進

##### 基本目標6 国際社会への貢献と交流・協調の推進

- ・基本課題15 地域における多文化の共生
- ・基本課題16 「平等・開発・平和」に向けた女性問題への取り組みの推進

#### 関連資料

[ひょうご男女共同参画プラン21 \( PDFファイル / 252KB \)](#)

[「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」\(概要\) \( PDFファイル / 34.6KB \)](#)

[「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」本文 \( PDFファイル / 172KB \)](#)

[「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」後期5ヶ年の具体的施策一覧 \( PDFファイル / 144KB \)](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、次のバナーのリンク先からダウンロードしてください。



より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

**質問:このページの情報は役に立ちましたか?**

1:役に立った  2:ふつう  3:役に立たなかった

**質問:このページの情報は見つけやすかったですか?**

1:見つけやすかった  2:ふつう  3:見つけにくかった

送信

このページの掲載内容に関するお問い合わせ

- 部署名:企画県民部県民文化局青少年課男女家庭室
- 電話:078-362-3160
- FAX:078-362-3957
- Eメール:seishonen@pref.hyogo.lg.jp

[このページのトップへ](#)

[リンク集](#) | [県ホームページについて](#) 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話078-341-7711(代表) 地図は[こちら](#)へ

[ホーム](#) > [交流・地域](#) > [参画と協働](#) > [男女共同参画](#) > 「ひょうご男女共同参画白書」について

## 参画と協働

男女共同参画

更新日:2009年11月9日

### 「ひょうご男女共同参画白書」について

兵庫県では、「男女共同参画社会づくり条例」第22条に基づく年次報告として、「ひょうご男女共同参画白書」を発行しています。白書では、兵庫県における男女共同参画社会づくりの現状や、県・市町の取組状況について公表しています。

平成21年度白書では、来年度の「ひょうご男女共同参画プラン21」改定に向け、プラン21の目標ごとに現状・課題を分析するとともに、県の男女共同参画施策の取組状況や体系表、市町における活動拠点情報などを掲載しています。

この白書をご活用いただき、職場や家庭、地域など身近なところから男女共同参画に取り組んでみませんか？

#### [平成21年度ひょうご男女共同参画白書](#)

### 平成21年度ひょうご男女共同参画白書構成

#### 兵庫県における男女共同参画社会づくりの枠組み

##### 第1部 「ひょうご」における男女共同参画社会づくりの状況

- 1 男女共同参画に向けての社会システムの変革
- 2 働く場における男女共同参画の推進
- 3 生活の場における男女共同参加・参画の推進
- 4 女性がすこやかにすごせる社会の形成
- 5 男女がともに安心して暮らせる生活環境の整備

##### 第2部 兵庫県の男女共同参画の取組状況

- 1 ひょうご男女共同参画プラン21に基づく取組状況
- 2 平成21年度兵庫県男女共同参画社会づくり施策体系表
- 3 兵庫県立男女共同参画センターの概要
- 4 第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画 - ひょうごアクション8 - の概要

##### 第3部 市町の男女共同参画の取組状況

- 1 県内市町における男女共同参画施策の取組状況
- 2 県内市町における女性の公職参加状況
- 3 県内市町 男女共同参画活動拠点施設一覧

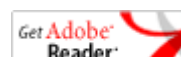
#### 参考資料

男女共同参画社会基本法施行10年を迎えて  
男女共同参画社会づくり条例、規則  
男女共同参画社会づくり協定制度の概要  
男女共同参画推進員制度の概要  
男女共同参画申出処理制度の概要  
男女共同参画推進本部設置要綱  
女性問題に関する相談機関一覧

#### 関連資料

- [平成20年度ひょうご男女共同参画白書 \( PDFファイル / 1.83MB \)](#)  
[平成19年度ひょうご男女共同参画白書 \( PDFファイル / 1.47MB \)](#)  
[平成18年度ひょうご男女共同参画白書 \( PDFファイル / 1.71MB \)](#)  
[平成17年度ひょうご男女共同参画白書 \( PDFファイル / 1.95MB \)](#)  
[平成16年度ひょうご男女共同参画白書 \( PDFファイル / 5.21MB \)](#)

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、次のバ



ナーのリンク先からダウンロードしてください。

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問:このページの情報は役に立ちましたか？

1:役に立った  2:ふつう  3:役に立たなかった

質問:このページの情報は見つけやすかったですか？

1:見つけやすかった  2:ふつう  3:見つけにくかった

送信

このページの掲載内容に関するお問い合わせ

- 部署名:企画県民部県民文化局青少年課男女家庭室
- 電話:078-362-3160
- FAX:078-362-3957
- Eメール:seishonen@pref.hyogo.lg.jp

[このページのトップへ](#)

[リンク集](#) | [県ホームページについて](#) 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話078-341-7711(代表) 地図は[こちらへ](#)

[ホーム](#) > [交流・地域](#) > [参画と協働](#) > [男女共同参画](#) > 県立男女共同参画センター「イーブン」

## 参画と協働

男女共同参画

更新日:2006年9月1日

### 県立男女共同参画センター「イーブン」

イーブン(EVEN)とは、英語で“対等”“等しい”という意味です。

男女があらゆる分野で共に生活を分かち合い、対等な人間関係を結び合いながら、いきいきと暮らしていく、男女共同参画社会の実現をめざします。

詳細は[イーブンホームページ](#)をごらんください。

[www.hyogo-even.jp](http://www.hyogo-even.jp)

#### イーブンではこのような事業を展開しています！

啓発	シンポジウムや講演会などを開催したり、情報誌・ハンドブックなどを作成・配布します。
情報	男女共同参画関連図書・行政資料・ビデオなどを収集し、貸出や閲覧ができます。また、人材やグループの情報提供により、その活動や学習を支援します。
相談	女性が抱える様々な悩みや課題を女性の立場にたって受け止め、相談者自身が問題解決に向けての一步を踏み出せるようサポートします。また、新しい生き方を模索している男性のための相談もあります。
就業支援	再就職のためのパソコン講習を実施したり、起業や働く女性のためのセミナーなどを開催します。
活動・交流支援	グループや個人の活動や交流を支援します。
調査研究	男女共同参画社会づくりに関する調査・研究をします。
研修	市町の男女共同参画施策担当者や女性問題相談員などの研修を行います。

#### アクセス・お問い合わせ



アクセスマップ

所在地	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー7階
開館時間	平日 午前9時から午後7時まで 土曜 午前9時から午後5時まで
休館日	日曜、祝日、年末年始

JR「神戸駅」から、南東ハーバーランド方面へ徒歩約3分。

神戸市営地下鉄海岸線「ハーバーランド駅」下車、地下街から連絡通路で徒歩約3分。

神戸高速鉄道「高速神戸駅」東出口から地下街をハーバーランド方面へ徒歩約8分。

神戸市営地下鉄「大倉山駅」から南側へ徒歩約15分。

新幹線「新神戸駅」で神戸市営地下鉄に乗り換え、「三宮駅」で下車。東出口からJRに乗り換え、「神戸駅」で下車。

新幹線「新大阪駅」でJR神戸線に乗り換え、「神戸駅」で下車。

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問:このページの情報は役に立ちましたか？

1:役に立った  2:ふつう  3:役に立たなかった

質問:このページの情報は見つけやすかったですか？

1:見つけやすかった  2:ふつう  3:見つけにくかった

送信

このページの掲載内容に関するお問い合わせ

- 部署名:県立男女共同参画センター
- 電話:078-360-8550
- FAX:078-360-8558

[このページのトップへ](#)

---

[リンク集](#) | [県ホームページについて](#) 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話078-341-7711(代表) 地図は[こちら](#)へ

---